

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 生 野 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和3年11月30日（火） 午後3時00分から 午後4時30分までの間	
開催場所	大阪府生野警察署 講堂	
出席者	委 員	松田会長 黒畑副会長 内海委員 京極委員 松田(能)委員 北口委員 井上委員 伊藤委員 松崎委員 寺井委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 広聴相談係長
議 事 概 要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>これまで2年間、副会長として務めて参りましたが、この度、会長に推挙していただき、その重責に身の引き締まる思いでございます。</p> <p>今後は、委員の皆様のご支援、ご協力を賜りながら、その大役を果たして行きたいと存じていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>今期、新たに委嘱されました4名の委員を含む、私たち生野警察署協議会委員は、生野区民と区内で働く方々の代表者として、安全安心な町生野区を作り上げていくため、一丸となって頑張りたいと思っております。</p> <p>今期は、コロナウイルスの関係で、協議会の開催が危ぶまれましたが、本日は、委員の皆様方には、この会議で忌憚のないご意見やご要望等を述べていただき、意義のある協議会として参りたいと存じます。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>これまで、コロナウイルスの関係で各種会議等が開催されなかった中、こうして協議会を開催できることに大変喜びを感じています。</p> <p>現在も、まだまだ予断を許さない状況ですが、生野の町が治安の良い、明るく住み良い町になればと考えていますので、ご忌憚のない意見をいただきますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>※ 各課長は、新型コロナウイルス対策のため退席</p>	

3 署長からの業務報告及び管内の治安情勢等について

(1) 特殊詐欺の発生状況等について

- ・ 発生及び検挙状況
- ・ 被疑者と被害者のやり取りの音声データ紹介

(2) 犯罪発生状況等について

- ・ 自動車関連犯罪の発生及び検挙状況
- ・ 性犯罪の発生及び検挙状況

(3) 各種犯罪の検挙に向けた方策について

(4) 交通事故発生状況等について

- ・ 死亡事故の発生状況
- ・ 物損・人身事故の発生状況

(5) 管内の外国人の状況等について

- ・ 管内居住の外国人の人口等
- ・ 管内外国人犯罪の発生及び検挙状況

4 質疑応答

(1) 特殊詐欺の発生状況及び犯人から電話がかかってきた場合の対処法等

【委員】

先程、署長からも説明があったとおり、現在、特殊詐欺の発生が増加している傾向にあるとのことなので、犯人から電話がかかってきた場合の対処法等についてご教示いただきたい。

【警察】

被害者の方に確認すると、「私だけは絶対にだまされないと思っていた。」という方が大多数を占めます。

特殊詐欺の犯行は、アポ電と呼ばれる一本の電話から始まります。

そこでほとんどが看破されるのですが、現金を振り込まされたり、キャッシュカードやその暗証番号を訪問してきた犯人に渡してしまう方がいます。

知らない相手からの電話なら、一旦電話を切って、番号を調べて確認してください。

電話を留守番設定にいただいたり、防犯機能付電話機等の使用も有効です。

(2) 不法投棄について

【委員】

生野区は不法投棄が多いように思うのですが、どのような対策を講じておられますか。

【警察】

確かに多くの申告を受けており、悪質な場合は、事件化しています。

一方で、マンションや自治会の集積場所における、曜日違いや分別不備、転居に伴う不法投棄も多々あることから、管理者や自治会に対して、管理者対策等を徹底しています。

また、公園付近で、少量のゴミを不法投棄すれば、環境事業局に対し早期撤去を要請したり、不法投棄者が判明しない場合でも、現場付近を警戒する等の対応をしており、今後も区役所と連携を図って参ります。

(3) 安否確認の際の立会い要領について

【委員】

町会長や民生委員に安否確認の際の要領を教えて欲しい。

【警察】

警察としては各案件によって対応が異なると思われませんが、安全が確認できるまでは、室内に入るのは、警察や消防に任せてください。

また、警察や消防が到着するまでの、保健福祉センター及び包括支援センター職員の動きについては、施錠がある場合と施錠がない場合で対応が異なります。

要領の伝達につきましては、各種会合におきまして、当署の生活安全課員が教養をしておりますのでご安心ください。

(4) 違法駐車取締り要望

【委員】

交差点内や歩道上に違法駐車が多く、避けて通る際に危険を感じるので取り締まって欲しい。

【警察】

管内における違法駐車取締りにおきましては、警察官による取締りのほか、大阪府公安委員会から駐車監視員資格者証の交付を受け、さらに警察署長の委託を受けた駐車監視員による放置駐車の確認作業を行っています。

駐車監視員につきましては、決められた重点路線及び重点地域内での確認を行っています。

今後も連携を図りながら取締りを継続して参ります。

(5) 悪質な自転車通行の取締り

【委員】

自転車の信号無視、マナーの悪い運転等が多いので取締りをして欲しい。

【警察】

取締りにつきましては、年末に向け朝夕の交差点活動に加え、交通指導係による交差点活動を強化し、自転車による信号無視等の悪質違反についての指導取締りを徹底して参ります。

交通マナーの向上につきましては、商店街に出向いての出前交通安全

議 事 概 要	<p>全指導や、小学校の登下校時の通学路指導の際にメッセージボードを活用した啓発活動を継続しております。</p> <p>(6) その他の取締要望について</p> <p>【委員】 ながらスマホや、右左折時にウィンカーを出さずに曲がっていく車、電動自転車のマナー違反等が多いので取締って欲しい。</p> <p>【警察】 先ほど申しあげました交差点活動等に加え、携帯電話を使用しながらの運転や歩行者妨害、一時停止違反等の交通事故に直結する違反につきましても指導取締りを強化して参ります。</p> <p>電動自転車についても、随時取締りを徹底し、販売店等への指導、教養の強化に努めて参ります。</p>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------